

高齢者福祉サービス① 日常生活にお困りの方へ

日常生活でお困りのことがある方へ、その内容により次のサービスを行います。

軽度生活援助ホームヘルプサービス

対象者	70歳以上のみで構成される世帯で総合事業のサービス（⇒30ページ）を利用していない方並びに要介護認定の結果「非該当」となった方
内容	家事および外出時の援助を行います。（週1回・2時間まで）
利用料	200円／30分（午前8時～午後6時） 300円／30分（午前6時～8時および午後6時～10時）
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課（毎年度、更新手続きが必要です。）

高齢者等除雪サービス

対象者	65歳以上のみで構成される世帯および身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方のみで構成される世帯で、除雪作業が困難な方
内容	日常生活上必要不可欠な範囲の除雪作業を行います。 除雪範囲：玄関から直近の公道まで、灯油タンク・ガスボンベ周辺、車庫から直近の公道まで（日常的に車両の利用が必要と認められる場合）、必要に応じて雪で塞がれる換気窓や採光用の窓周辺となります。（1日1時間まで）
利用料	200円／30分（午前8時～午後6時） 300円／30分（午前6時～8時および午後6時～10時）
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課 （毎年度、更新手続きが必要です。10月より申請受付を行います。）

緊急通報装置の設置

対象者	持病や障がいのある65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯などで、調査の結果必要と認められた方
内容	緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に対応を行います。 固定電話の設置または携帯電話の保有と、協力者3名の登録が必要です。（3名のうち1名には、ご自宅の鍵を預けていただきます。） 認知症などで通報装置を操作できない方は対象外となります。
利用料	540円／1か月（生活保護世帯は無料）
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課

訪問理美容サービス

対象者	高齢者および身体障害者など下肢が不自由な在宅の方で、理美容院へ出向くことが困難な方（原則、要介護3以上または身体障害者手帳の障害等級が下肢・体幹2級以上）
内容	理美容師が自宅を訪問し、散髪等を行います。 2か月に1回、年6回までの利用となります。
利用料	散髪代金 （理美容師の出張費として1回につき2,000円を市が負担）
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課（毎年度、更新手続きが必要です。）

食の自立支援（配食サービス）

対象者	調理が困難な65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみで構成される世帯で、調査の結果、配食が必要と認められた方
内容	食生活の自立を支援するために、昼食または夕食の配食をします。 利用回数は、週2回までとなります。
利用料	410円／1回
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課（毎年度、更新手続きが必要です。）

高齢者福祉サービス② 生きがいづくりをしたい方へ

生きがいづくりや健康づくりをしたい方へ、その方の状況に応じて次のサービスを行います。

生きがい活動支援通所

対象者	70歳以上のひとり暮らし、または対象者が70歳以上で同居家族が65歳以上のみの世帯で、総合事業のサービス（⇒30ページ）を利用していない方並びに要介護認定の結果「非該当」となった方 家族が仕事で日中不在となる場合には、対象となる場合があります。 利用後に要介護認定を受けるなど該当要件から外れた場合には、その時点から対象外となります。
内容	日帰りでデイサービスセンターへ通い、入浴・食事などのサービスを受けます。
利用料	1,230円／1回
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課（毎年度、更新手続きが必要です。）

高齢者福祉サービス③ 外出することでお困りの方へ

外出することでお困りの方へ、次のサービスを行います。

外出支援サービス																											
対象者	高齢者および身体障害者など下肢が不自由な在宅の方で、車いすまたはストレッチャーを利用しなければ移動することが困難な方（原則要介護3以上または身体障害者手帳の障害等級が下肢・体幹2級以上）																										
内容	福祉輸送車両（車いすまたはストレッチャー対応）により送迎します。 【利用までの流れ】 ①事前に会員登録を行います。 会員登録料1,230円 ②事前に利用券を購入してください。 （利用の際に現金での支払いはできません。） ③利用する期日を社会福祉協議会へご予約ください。 ※利用券購入および利用の際に会員登録証をご提示ください。																										
利用料	走行距離数により次の利用料金となります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>走行距離</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3kmまで</td><td>600円</td></tr> <tr><td>5kmまで</td><td>900円</td></tr> <tr><td>10kmまで</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>15kmまで</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>20kmまで</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>25kmまで</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>30kmまで</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>35kmまで</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>40kmまで</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>45kmまで</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>50kmまで</td><td>2,800円</td></tr> <tr><td>50kmを超える場合</td><td>10kmにつき700円</td></tr> </tbody> </table>	走行距離	利用料	3kmまで	600円	5kmまで	900円	10kmまで	1,200円	15kmまで	1,400円	20kmまで	1,600円	25kmまで	1,800円	30kmまで	2,000円	35kmまで	2,200円	40kmまで	2,400円	45kmまで	2,600円	50kmまで	2,800円	50kmを超える場合	10kmにつき700円
走行距離	利用料																										
3kmまで	600円																										
5kmまで	900円																										
10kmまで	1,200円																										
15kmまで	1,400円																										
20kmまで	1,600円																										
25kmまで	1,800円																										
30kmまで	2,000円																										
35kmまで	2,200円																										
40kmまで	2,400円																										
45kmまで	2,600円																										
50kmまで	2,800円																										
50kmを超える場合	10kmにつき700円																										
申込	<ul style="list-style-type: none"> ●登録・利用券購入先：高齢者福祉課・各庁舎市民生活課 （毎年度、更新手続きが必要です。） ●予約先：むつ市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> むつ地区 22-1413 川内地区 42-2002 大畑地区 34-3537 脇野沢地区 44-3550 																										

福祉タクシー等利用助成

対象者	ストレッチャーを使用しなければ移動することが困難な高齢者や身体障害者の方
内容	ストレッチャー付きの福祉タクシーなどを利用して医療機関に通院した場合に、利用料金の一部（ストレッチャー利用加算の部分）を助成します。
申請方法	申請は1か月分をまとめて、利用した年度内をお願いします。 申請時に準備していただくもの ・公共交通機関などの領収書 （乗車料金、ストレッチャー利用加算の確認ができるもの） ・医療機関の領収書など（通院日が確認できるもの） ・助成金振込口座の通帳 ・代理申請の場合は、代理人の身分を証明できるもの
助成額	1回につき支払った加算部分と2,500円を比較していずれか少ない額
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課



高齢者福祉サービス④ 在宅介護でお困りの方へ

家族介護の支援およびその他高齢者に必要な支援を行います。

家族介護用品の支給

対象者	要介護4または5と認定された方を自宅で介護している家族（高齢者のひとり世帯は外部から介護をしている家族）で、市民税非課税世帯の方（要介護者が施設入所している場合は対象外）
内容	自宅を訪問し介護用品を支給します。（1か月5,000円分まで）
利用料	無料（5,000円を超えた部分は自己負担となります。）
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課（毎年度、更新手続きが必要です。）

家族介護慰労金の支給

対象者	要介護4または5と認定され、過去1年間介護保険サービスを受けていない方（1週間程度の短期入所および入院を除く）を自宅で介護している家族のうち、市民税非課税世帯で介護保険料の滞納のない方
内容	慰労金年額5万円を支給します。
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課

家族介護教室

対象者	高齢者を介護している家族や地域住民
内容	介護に関する学習や実習を行います。 在宅介護支援センターによるチラシ、広報むつ等でご案内します。
利用料	無料
申込	市内在宅介護支援センター（⇒2ページ）

認知症SOSネットワーク（おかえりネット）

対象者	概ね65歳以上の方で、認知症状がある方や、徘徊により、所在不明になるおそれがある方
内容	市に事前登録していただき、もし、登録していた方が、徘徊などで行方不明となった時は、市内の協力事業所に、行方不明者の情報提供をお願いします。
申込	高齢者福祉課・各庁舎市民生活課

避難行動要支援者支援制度

災害時に他からの支援を得られずに自力での避難が困難な方々（以下「避難行動要支援者」）を対象に、ご自身の個人情報などをあらかじめ市に登録していただいております。これは、いざという時に備えるとともに、登録した情報を避難行動要支援者を支援していただける方々と共有することにより、普段からの見守りや災害時における情報の伝達、安否確認、その後の対応を迅速かつ的確に行うためのものです。

登録の対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ② 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護度3・4・5の方
- ④ 身体障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑤ 青森県愛護手帳Aの交付を受けている方
- ⑥ 精神障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑦ 乳幼児・妊産婦の方
- ⑧ 外国人の方
- ⑨ その他、市長が必要と認める方

※家族などの支援を受けることのできる方や、施設入所者や入院されている方などといった非在宅者は対象外となります。

